

第2次神奈川県イノシシ管理計画案について

1 策定の趣旨

本県では、近年、イノシシの生息分布が拡大し農作物被害が増加しており、長年にわたり生息が見られなかった横須賀市、逗子市及び葉山町等の相模川以東の地域にも被害が拡大した。

そのため、平成30年10月に第1次計画を策定し、管理事業を実施してきたが、イノシシによる農作物や生活への被害は依然として続いており、令和2年には、県内では初となる野生イノシシからも豚熱ウイルスが検出され、現在も感染は拡大している。

このような状況に対応し、第1次計画を基本として豚熱まん延防止の取組を加えるなど対策を強化した第2次計画を策定する。

2 策定の経過

- (1) 神奈川県鳥獣総合対策協議会等での検討
神奈川県鳥獣総合対策協議会 2回（4年7月、5年1月）
- (2) 自然環境保全審議会での報告
計画の検討状況について報告（4年8月）
- (3) 市町村との調整
計画素案に係る意見照会（4年10月 県民意見の募集に合わせて実施）
- (4) 議会での報告
令和4年第3回県議会定例会環境農政常任委員会に計画素案報告（4年9月）
- (5) 県民意見募集
県民意見の募集（4年10月～11月）

3 県民意見募集等の結果

- (1) 実施期間
令和4年10月19日（水）から11月18日（金）まで
- (2) 実施結果
ア 寄せられた意見の件数 39件（県民34件、市町村5件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画の基本的な考え方について	5件	1件	6件
(イ) 管理事業について	28件	3件	31件
(ウ) その他	1件	1件	2件
合 計	34件	5件	39件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	16件	1件	17件
(イ) 既に計画に反映されている意見	10件	0件	10件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	5件	0件	5件
(エ) 計画に反映できない意見	1件	3件	4件
(オ) その他	2件	1件	3件
合 計	34件	5件	39件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画に反映した意見

- ・注意喚起のため農作物被害の内容を記載すべき。
- ・計画で目指す「人とイノシシの棲み分け」をイメージしたイラストを加えるべき。
- ・ツキノワグマ等の錯誤捕獲を防止するための具体的な配慮事項や取組について記載すべき。

(イ) 既に計画に反映されている意見

- ・相模川以東の地域では頭数や分布が増大傾向であり、さらに強化した対策を実施していくべき。
- ・イノシシが人里よりも山で生息できるよう、森林整備やニホンジカの管理による生息環境整備を計画的に進めるべき。
- ・三浦半島のイノシシについて自然分布ではなく人為的な移入である可能性がある」と記載すべき。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・捕獲メッシュの減少は、山奥での狩猟による捕獲圧が少なくなったためと考えられる。
- ・生息状況調査を実施し、イノシシを保護する必要があるエリアでは捕獲を控えるべき。過去、駆除によりイノシシが絶滅した地域と同じ経過を辿っているように見える。

(エ) 計画に反映できない意見

- ・「相模川以東」という単語について、実際に生息するのは同地域のうち三浦半島のみであり、市町や住民に定着解消を意識させる観点から「三浦半島」と記載すべき。
- ・ニホンジカと同じく第二種特定鳥獣に指定されているため、イノシシもニホンジカと同様の捕獲体制とするべき。
- ・県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に関する内容以外は記載するべきでない。

(オ) その他

- ・錯誤捕獲の防止のため、くくりわなの規制は「最小径12cm以内」ではなく「最大径 12 cm以内」とすべき。

4 計画案の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

(2) 計画期間

2023（令和5）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの4年間とする。

(3) 計画対象区域

神奈川県全域

(4) 第1次計画の成果と課題

ア 農作物被害の軽減、生活被害の減少及び人身被害の防止

令和3年度の農作物被害金額は平成29年度と比較して若干減少したが、依然として高い水準にあり、年によって増減も大きい。

令和3年度の生活被害件数は平成29年度と比較して減少したが、人身被害が2件発生した。

農作物や生活等への被害が依然として続いており、市町村や農業者等による集落環境整備、防護柵の設置等の被害防除対策への支援を継続する必要がある。

また、農作物被害額等の数値だけでなく、実態に即した被害状況の把握に努める必要がある。

イ 生息分布拡大の防止

生息メッシュ数は、平成30年度から令和3年度にかけて、県全体では若干減少したが、相模川以東では、横須賀三浦地域において生息分布が拡大していることから、引き続き市町等が捕獲を行っていない区域での捕獲等の対策を継続する必要がある。

ウ その他

主に市町村等が主体となって行っている捕獲への支援や、捕獲の担い手育成等を継続していくとともに、野生イノシシからの豚熱ウイルスの感染確認が続いていることから、豚熱のまん延防止のための対策を実施していく必要がある。

(5) 第2次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

イノシシによる農作物や生活等への被害が継続し、相模川以東では生息分布の拡大が見られることから、引き続き次の3つを目標とする。

- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害の減少、人身被害の防止
- ・生息分布拡大の防止

イ 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図る観点から、市町村や農業者団体、住民が主体となっていく集落環境整備、防護対策、捕獲といった地域ぐるみの取組への支援を継続するとともに、生息状況や被害状況のモニタリングを行い、得られた情報をもとに効果的な対策を推進する。

また、野生イノシシにおける豚熱の感染確認が継続していることから、畜産部門と連携して豚熱まん延防止のための捕獲強化等の対策を計画に位置付けて実施する。

相模川以東の地域については、イノシシが生息するエリアが市街地と隣接していることから、生息分布及び被害の拡大を防止する取組を行い、イノシシの定着の解消を目指す。

(6) 主な事業内容

ア 被害防除対策

地域の実情に応じた集落環境整備や農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置等の被害防除対策を総合的に推進する。

県は、市町村等と連携し住民等を中心とした被害防除対策の体制づくりを支援し、地域ぐるみの被害対策の取組を促進する。

イ 捕獲

捕獲は、農作物被害等が生じた際に市町村等が行う捕獲と狩猟を基本とし、県は、市町村等が行う捕獲への支援を行うとともに、狩猟によるイノシシの捕獲を促進するため、狩猟期間の延長や禁止猟法の一部解除などの規制緩和を継続する。また、県は必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を直接実施する。

ウ モニタリング

県は、イノシシの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、関係者と情報共有するとともに、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

エ 豚熱のまん延防止のための取組

県は、関係部門が連携して、捕獲の際の防疫措置の周知及び防疫資材の配布、野生イノシシへの経口ワクチンの散布、養豚農場への豚熱感染のおそれが高い地域における捕獲の強化等を継続する。

オ 生息分布が拡大している地域での対策

相模川以東のうち、生息分布が拡大している横須賀三浦地域において個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、県は、市町、農業者団体及び住民等と連携し、被害防除対策や捕獲等の対策を実施する。

カ その他管理のために必要な事項

イノシシが市街地へ出没し、人身被害等の発生の恐れが生じた場合、県は「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して対応する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月	環境農政常任委員会へ計画案を報告
3月	計画策定・公表